

地域公共交通確保維持改善事業・事業評価(生活交通確保維持改善計画に基づく事業)(案) <資料1-1>

平成 年 月 日

協議会名:東温市地域公共交通活性化協議会

評価対象事業名:地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金

①補助対象事業者等	②事業概要	③前回(又は類似事業)の事業評価結果の反映状況	④事業実施の適切性	⑤目標・効果達成状況	⑥事業の今後の改善点(特記事項を含む)
伊予鉄バス株式会社	白猪滝口～東温市役所【河之内線の一系統】(※車両減価償却費等国庫補助金交付系統)4系統で1台購入(平成24年度)	定期的に利用者数を調査し、状況把握に努めるとともに、公共交通ガイドの配布や、広報誌への公共交通に関する情報の掲載、転入者へのモビリティマネジメントを実施するなど、利用促進に繋がるような取組を引き続いて行った。	A 計画通り事業は適切に実施された。	B 横河原駅での路線バスと鉄道の接続時間10分以内という目標を全体の便のうち89%の便で達成することができたが、一部山間バス路線で運行内容の周知不足等により利用者数が減少し、1便あたりの利用者数3人以上を達成することができなかった。	引き続き定期的な利用者数の調査を行い、状況把握に努めるとともに、目標である1便あたり3人以上を達成できるように、広報誌での公共交通に関する情報の掲載や、転入者へのモビリティマネジメントを引き続き行う。また、高齢者サロン等の場に足を運び、利用状況の周知並びに公共交通ガイドの配布等により、公共交通の利用を促せるよう努める。

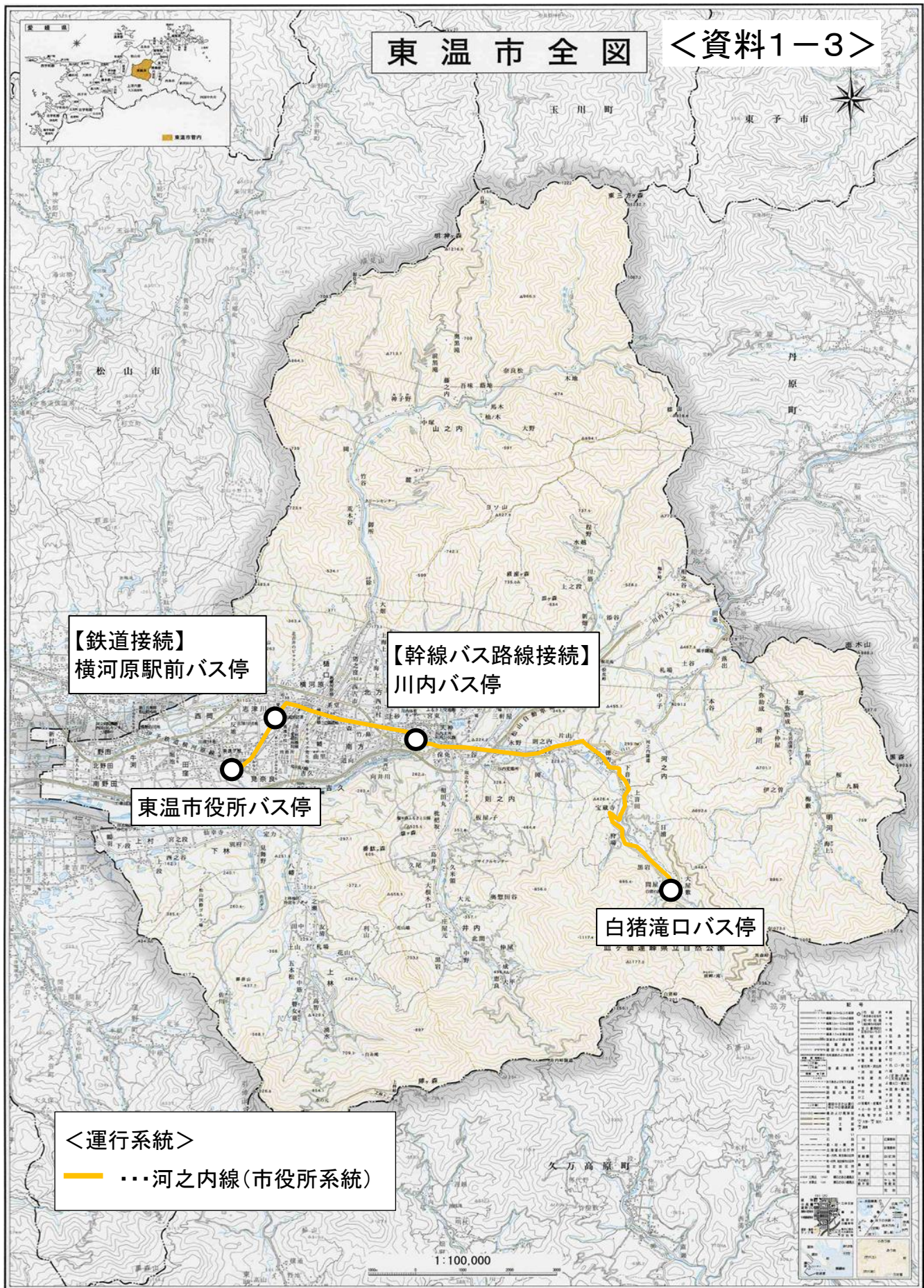
事業実施と生活交通確保維持改善計画との関連について

平成 年 月 日

協議会名:	東温市地域公共交通活性化協議会
評価対象事業名:	地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金
地域の交通の目指す姿 (事業実施の目的・必要性)	<p>東温市は愛媛県の中央部に広がる松山平野の東部に位置し、人口は34,652人、世帯数は13,980世帯(平成27年国勢調査)、面積は約211km²で、市域の約3/4が山林となっている。また、県庁所在地である松山市に隣接しており、松山市との関係は通勤通学や買物など日常生活において密接なものとなっている。</p> <p>また、市内の公共交通については、平野部では本市と松山市を結ぶ鉄道とバス路線、山間部では、交通結節点である伊予鉄道横河原駅を基点としてバス路線が運行している。</p> <p>これらの状況を踏まえ、平成27年度に策定した東温市地域公共交通網形成計画において、地域公共交通の現状・問題点・課題の整理し、公共交通ネットワーク全体を一体的に形作り、持続させていくことを目指している。</p>

東温市全図

＜資料1-3＞



市内山間バス路線利用状況

調査期間		平日	土曜	備考	
再編後	H28.10	H28.10.17~28	10日	なし	再編後5回目
	H29.5	H29.5.22~6.2	10日	なし	再編後6回目
	H29.11	H29.11.6~17	10日	なし	再編後7回目
	H30.5	H30.5.14~25	10日	なし	再編後8回目
	H30.10	H30.10.15~26	10日	なし	再編後9回目

※前回調査と比較して増加 (↗) 減少 (↘) 増減なし (→)

■山間部全体(発24⇒15、着22⇒14)

山間部発	利用者数	
	1日	1便
H28.10	52.2 ↗	3.5 ↗
H29.5	48.5 ↘	3.2 ↘
H29.11	48.8 ↗	3.3 ↗
H30.5	43.4 ↘	2.9 ↘
H30.10	41.5 ↘	2.8 ↘

山間部着	利用者数	
	1日	1便
H28.10	47.2 ↗	3.4 ↗
H29.5	43.4 ↘	3.1 ↘
H29.11	51.5 ↗	3.8 ↗
H30.5	35.9 ↘	2.6 ↘
H30.10	36.9 ↘	2.6 →

合計	利用者数	
	1日	1便
H28.10	99.4 ↗	3.4 ↗
H29.5	91.9 ↘	3.2 ↘
H29.11	100.3 ↗	3.5 ↗
H30.5	79.3 ↘	2.7 ↘
H30.10	78.4 ↘	2.7 →

■松瀬川線(発4⇒3、着4⇒3)

松瀬川発	利用者数	
	1日	1便
H28.10	19.2 ↗	6.4 ↗
H29.5	15.3 ↘	5.1 ↘
H29.11	13.3 ↘	4.4 ↘
H30.5	12.8 ↘	4.3 ↘
H30.10	11.5 ↘	3.8 ↘

松瀬川着	利用者数	
	1日	1便
H28.10	11.6 ↗	3.9 ↗
H29.5	10.7 ↘	3.6 ↘
H29.11	11.1 ↗	3.7 ↗
H30.5	9.4 ↘	3.1 ↘
H30.10	8.4 ↘	2.8 ↘

合計	利用者数	
	1日	1便
H28.10	30.8 ↗	5.1 ↗
H29.5	26.0 ↘	4.3 ↘
H29.11	24.4 ↘	4.1 ↘
H30.5	22.2 ↘	3.7 ↘
H30.10	19.9 ↘	3.3 ↘

■滑川線(発5⇒5、着4⇒4)

滑川発	利用者数	
	1日	1便
H28.10	8.8 →	1.8 →
H29.5	11.8 ↗	2.4 ↗
H29.11	13.0 ↗	2.6 ↗
H30.5	11.5 ↘	2.3 ↘
H30.10	12.4 ↗	2.5 ↗

滑川着	利用者数	
	1日	1便
H28.10	11.7 ↗	2.9 ↗
H29.5	8.9 ↘	2.2 ↘
H29.11	20.0 ↗	5.0 ↗
H30.5	8.1 ↘	2.0 ↘
H30.10	11.4 ↗	2.9 ↗

合計	利用者数	
	1日	1便
H28.10	20.5 ↗	2.3 ↗
H29.5	20.7 ↗	2.3 →
H29.11	33.0 ↗	3.7 ↗
H30.5	19.6 ↘	2.2 ↘
H30.10	23.8 ↗	2.6 ↗

■井内線(発5⇒3、着5⇒3)

井内発	利用者数	
	1日	1便
H28.10	6.9 ↗	2.3 ↗
H29.5	4.5 ↘	1.5 ↘
H29.11	5.2 ↗	1.7 ↗
H30.5	5.5 ↗	1.8 ↗
H30.10	4.1 ↘	1.4 ↘

井内着	利用者数	
	1日	1便
H28.10	10.4 ↗	3.5 ↗
H29.5	9.5 ↘	3.2 ↘
H29.11	10.0 ↗	3.3 ↗
H30.5	7.8 ↘	2.6 ↘
H30.10	8.2 ↗	2.7 ↗

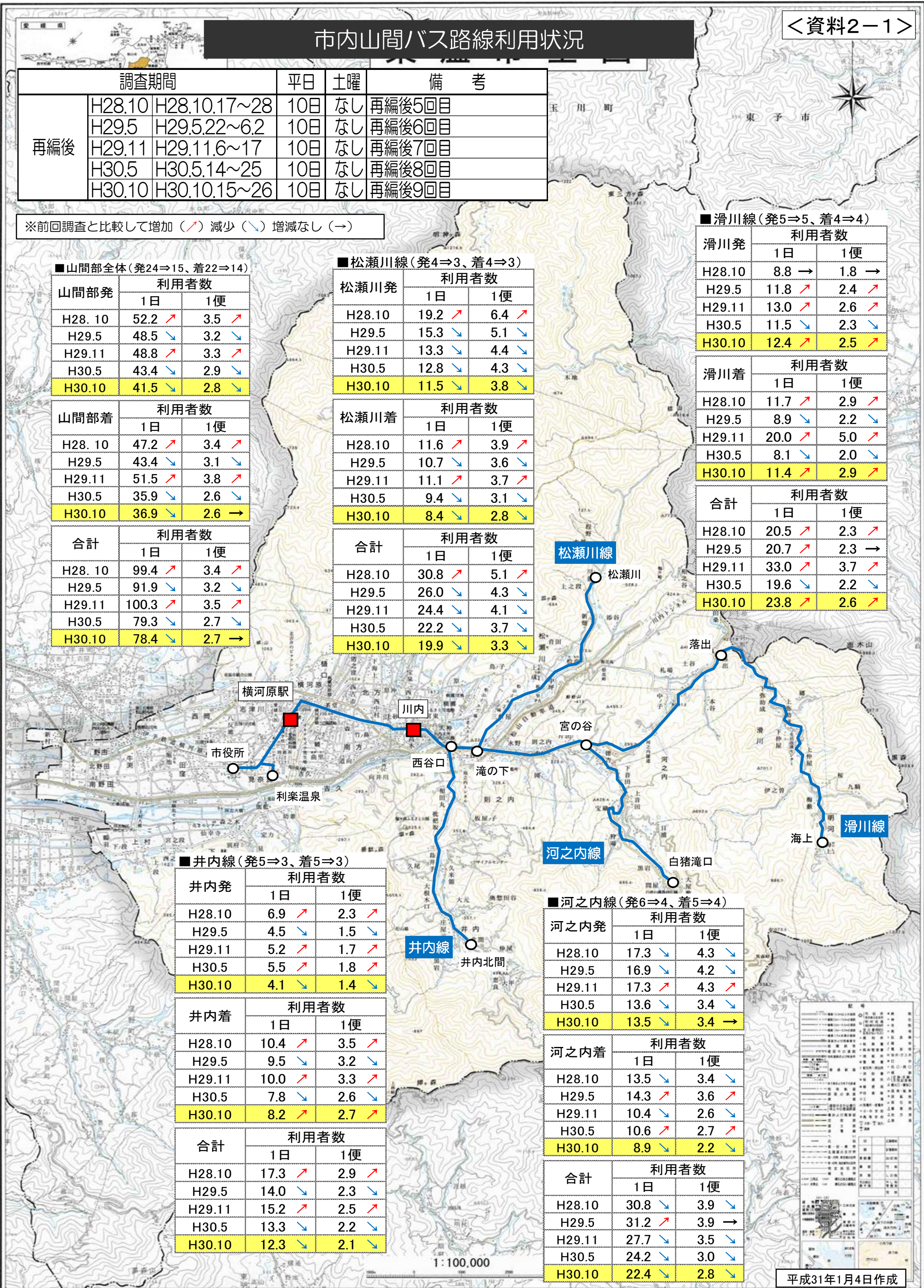
合計	利用者数	
	1日	1便
H28.10	17.3 ↗	2.9 ↗
H29.5	14.0 ↘	2.3 ↘
H29.11	15.2 ↗	2.5 ↗
H30.5	13.3 ↘	2.2 ↘
H30.10	12.3 ↘	2.1 ↘

■河之内線(発6⇒4、着5⇒4)

河之内発	利用者数	
	1日	1便
H28.10	17.3 ↘	4.3 ↘
H29.5	16.9 ↘	4.2 ↘
H29.11	17.3 ↗	4.3 ↗
H30.5	13.6 ↘	3.4 ↘
H30.10	13.5 ↘	3.4 →

河之内着	利用者数	
	1日	1便
H28.10	13.5 ↘	3.4 ↘
H29.5	14.3 ↗	3.6 ↗
H29.11	10.4 ↘	2.6 ↘
H30.5	10.6 ↗	2.7 ↗
H30.10	8.9 ↘	2.2 ↘

合計	利用者数	
	1日	1便
H28.10	30.8 ↘	3.9 ↘
H29.5	31.2 ↗	3.9 →
H29.11	27.7 ↘	3.5 ↘
H30.5	24.2 ↘	3.0 ↘
H30.10	22.4 ↘	2.8 ↘



高齢者サロンでの活動状況

①参加サロン

平成30年11月7日（水）

場所：滑川生活改善センター（滑川サロン）

参加人数：10人

平成30年11月15日（木）

場所：奥松瀬川公民館（松笠サロン）

参加人数：12人

平成30年11月19日（月）

場所：徳吉集会所（くすのきサロン）

参加人数：5人

平成30年11月21日（水）

場所：狩場集会所（なごみサロン）

参加人数：8人

②サロンでの活動内容

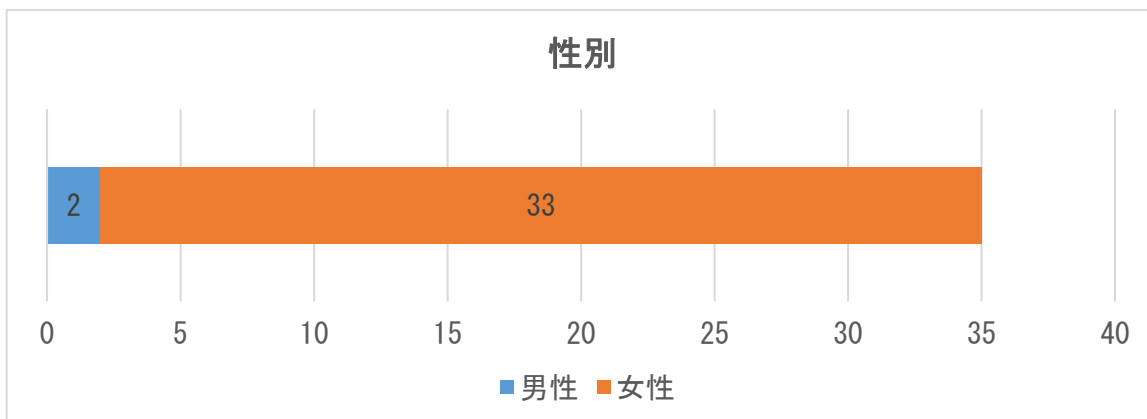
- ・移動に関するアンケート調査の実施
- ・山間バス路線の利用者が減少していることの報告及び利用のお願い
- ・公共交通ガイドの配布

③当日の状況等

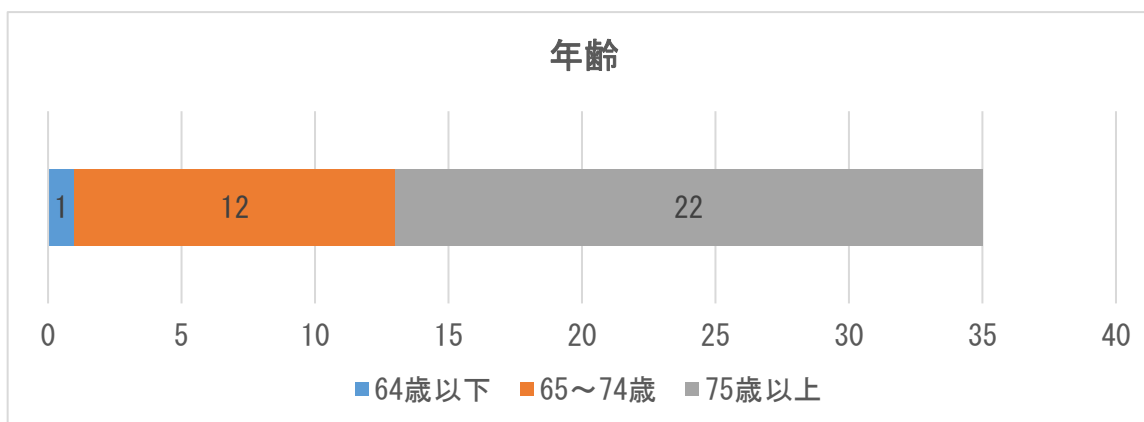
- ・利用している人はシルバー定期を所持している人が多かった
- ・利用していない人は、マイカーがあるもしくは乗せてもらえる車がある人がほとんどであった
- ・ほとんどの人が公共交通ガイドを持っていなかった
- ・土曜日に運行していれば便利だが、現在の利用者数ではなかなか難しいと感じている人もいた

④アンケート調査結果（総数：35名）

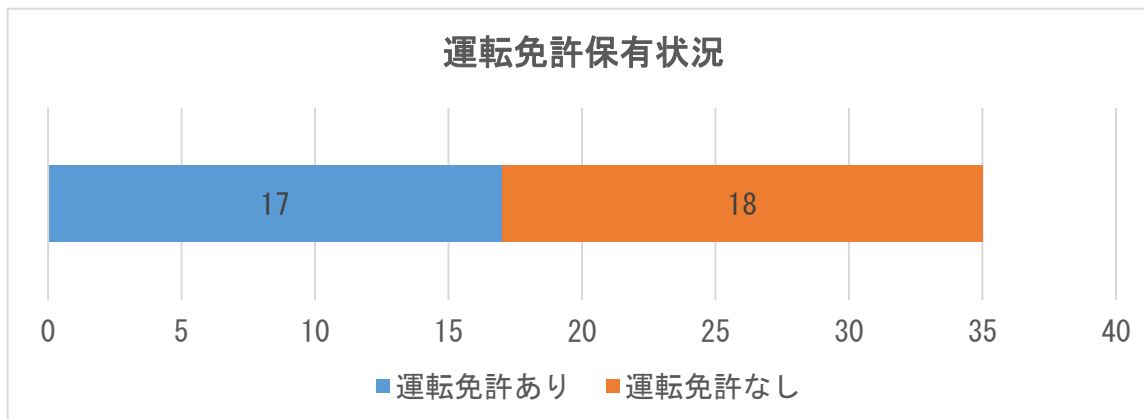
（1）性別



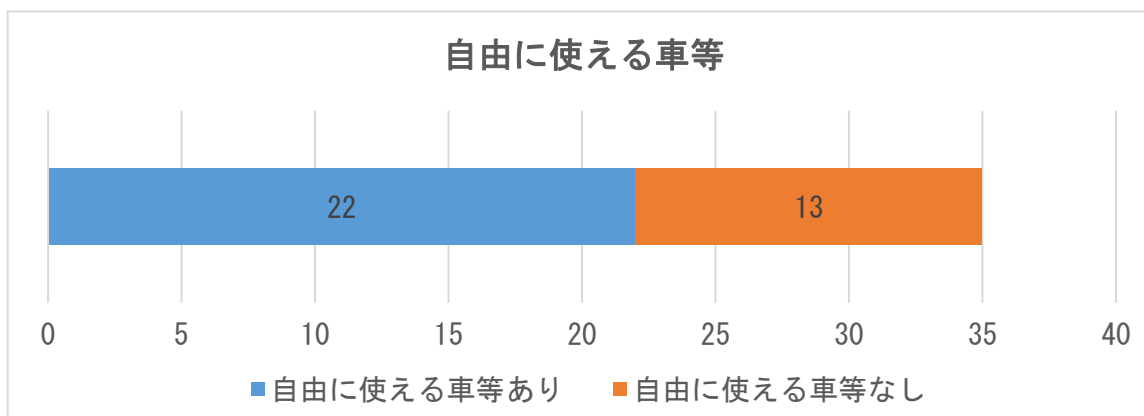
（2）年齢



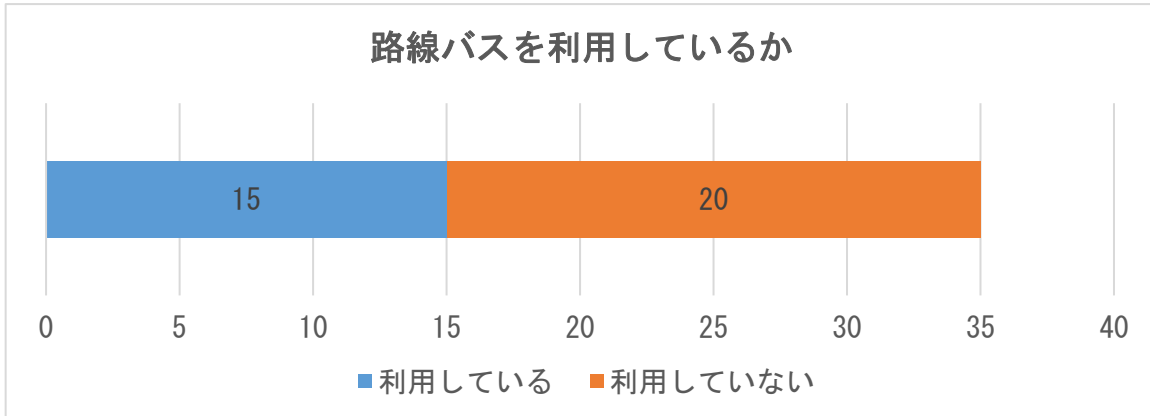
（3）運転免許を保有しているか



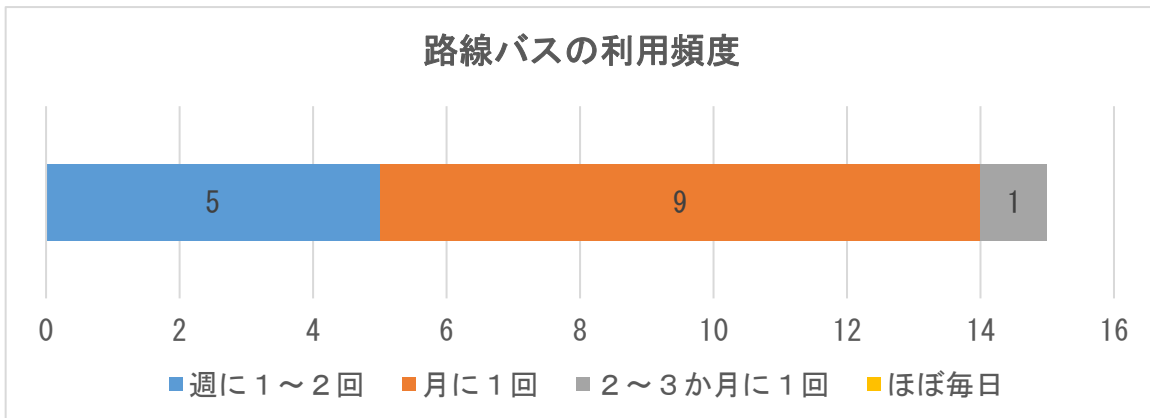
（4）自由に使える車等があるか



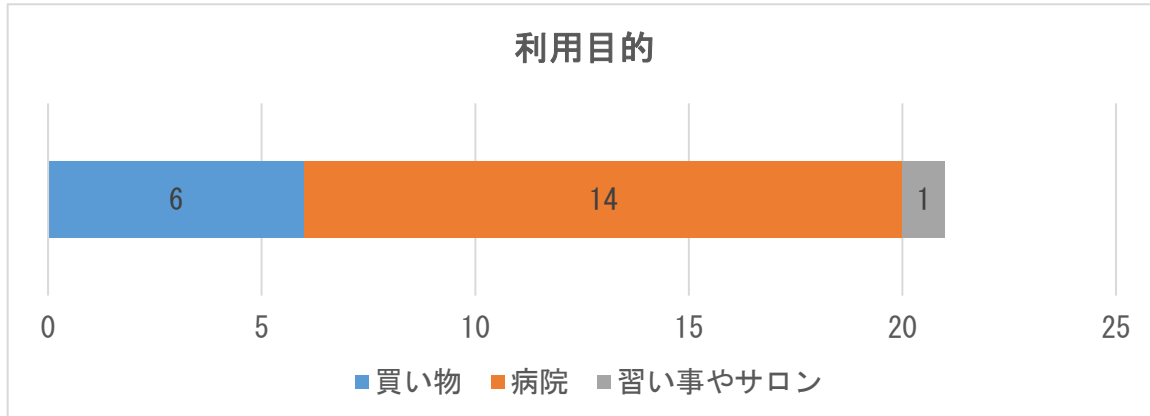
(5) 路線バスを利用しているか



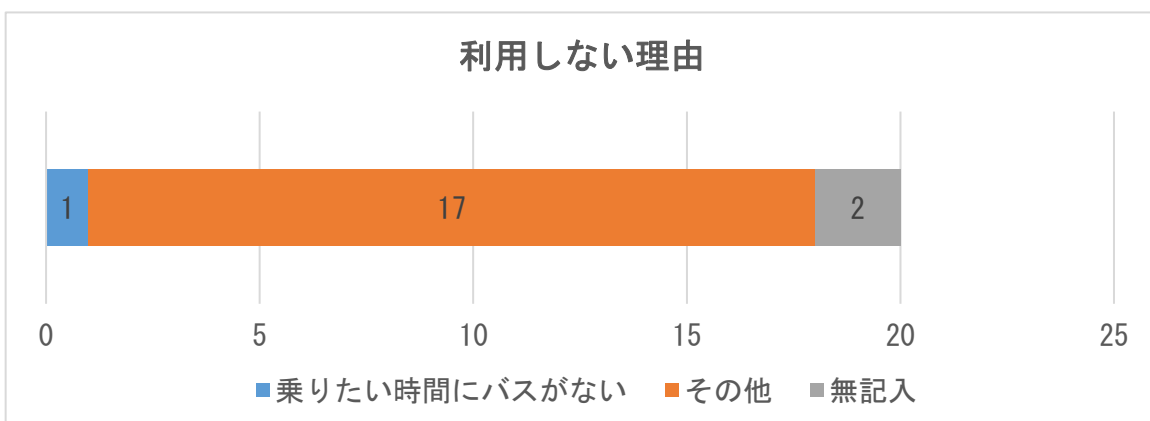
(6) 利用頻度 (利用している人)



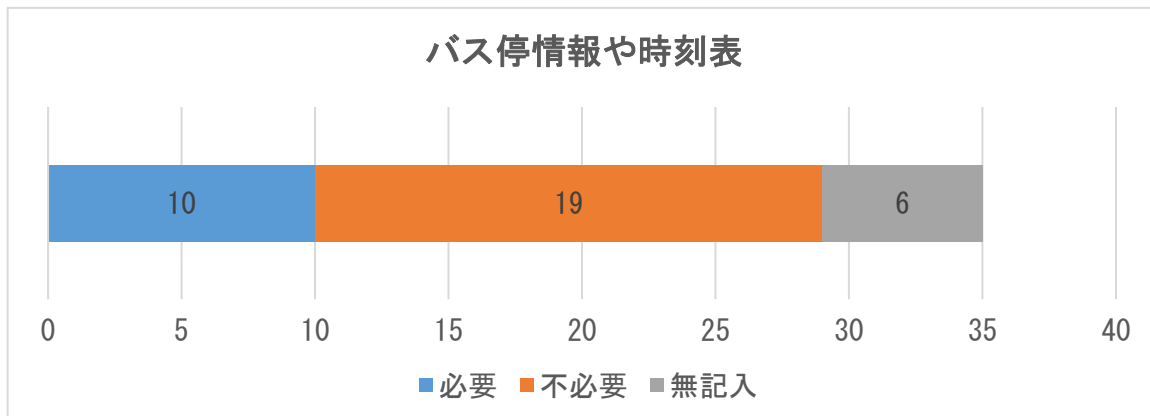
(7) 利用目的 (利用している人) ※複数選択可



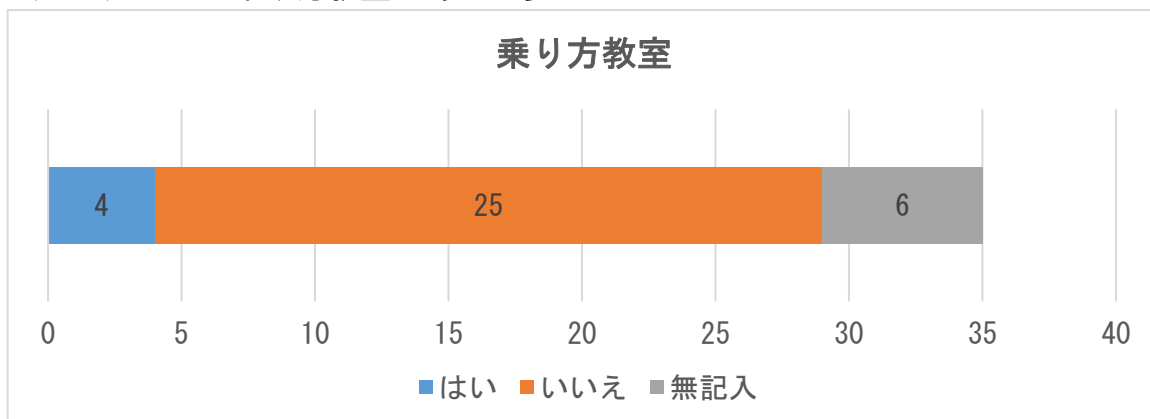
(8) 利用していない理由 (利用していない人)



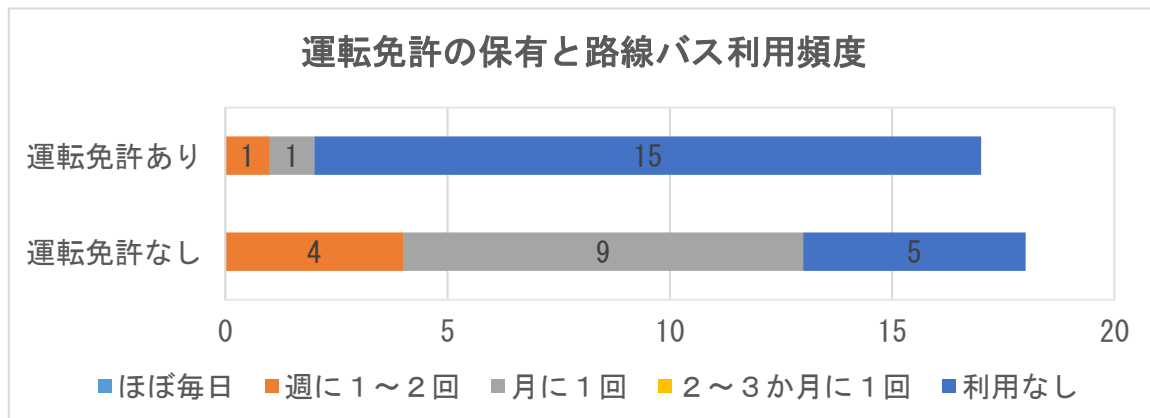
(9) 自宅最寄りのバス停情報や時刻表は必要か



(10) バスの乗り方教室があれば参加したいか



○運転免許の保有と路線バス利用頻度 (参考)



○まとめ

- ・運転免許を保有している人は、自家用車で移動する人が多いので、約90%の人が路線バスを利用していない
- ・運転免許を保有していない人は、約70%の人が路線バスを利用している
- ・モビリティマネジメントの一環として、自宅の最寄りのバス停や時刻表が必要かどうかという質問は、利用している人は普段から乗っているため、必要ないという人が多かった(必要と答えた10人には後日作成して送付した)
- ・上記と同様にバスの乗り方教室も、普段利用しているため必要ないという人が多かった

面河地区交通空白地有償運送事業の概要案

1. 目的

バスやタクシーが運行していない公共交通機関空白地域が本町には多数存在する。しかしながら、行政がすべての地域の移動手段を確保することは財政的にも困難であり、以前より検討を重ねるも実施できないでいた。

昨年度、町議会より「久万高原町の交通弱者対策に関する請願書」を受け、住民及び外部の交通関係者を含めた「久万高原町地域交通対策協議会」を設置し検討するも、バスが運行している地域であっても自宅から最寄りのバス停が遠い、適当な時間に便がないなど改めて不便な状況を確認した。

このような状況の中、平成 30 年 4 月に設立した面河地区地域運営協議会の交通課題を検討する交通部会により、平成 31 年 5 月（予定）から地域で運行する交通空白地有償運送を行うもの。

2. 運行主体

面河地区地域運営協議会

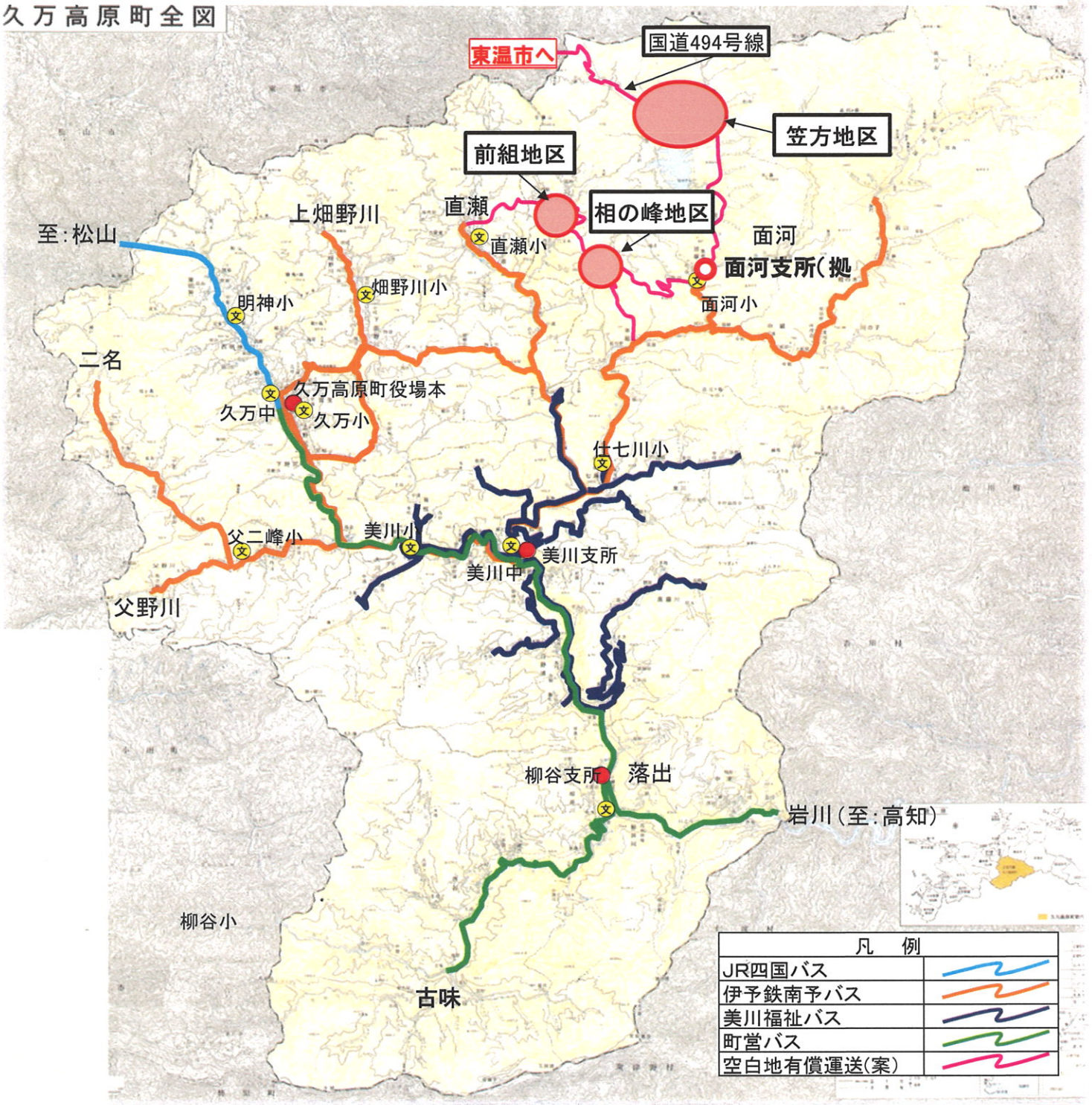
3. 運行内容

○事業開始（予定）日	平成 31 年 5 月 7 日から
○利用者対象地域	久万高原町前組地区、相ノ峰地区、笠方地区 ※利用者は登録制。会費は未定。
○運行区間	各地域ともに最寄りのバス停留所までとする。 ただし笠方地区については、黒森峠を經由し東温市まで
○運賃（未定）	運行区間のガソリン代程度を想定
○運行計画（予定）	月、水、金曜日：前組地区、相ノ峰地区 火、木曜日：笠方地区 ※ただし地区対象日以外も、予約がなければ対応する
○使用車両等	①車 両 軽乗用自動車、4WD（町から公用車貸与） ②燃料代 （町負担） ③修繕費 （町負担） ④損害保険料 （町負担）
○運転手	① 2 種免許所持者 2 名 ② 市町村運営有償運送等運転者講習 修了者 13 名 計 15 名 登録
○運転手謝金	1,000 円／1 時間（1 日上限 5,000 円まで）
○資金	利用者からの運賃収入及び不足する場合は、町から差額を補助

久万高原町交通空白地有償運送実証事業 実施位置図(久万高原町側)

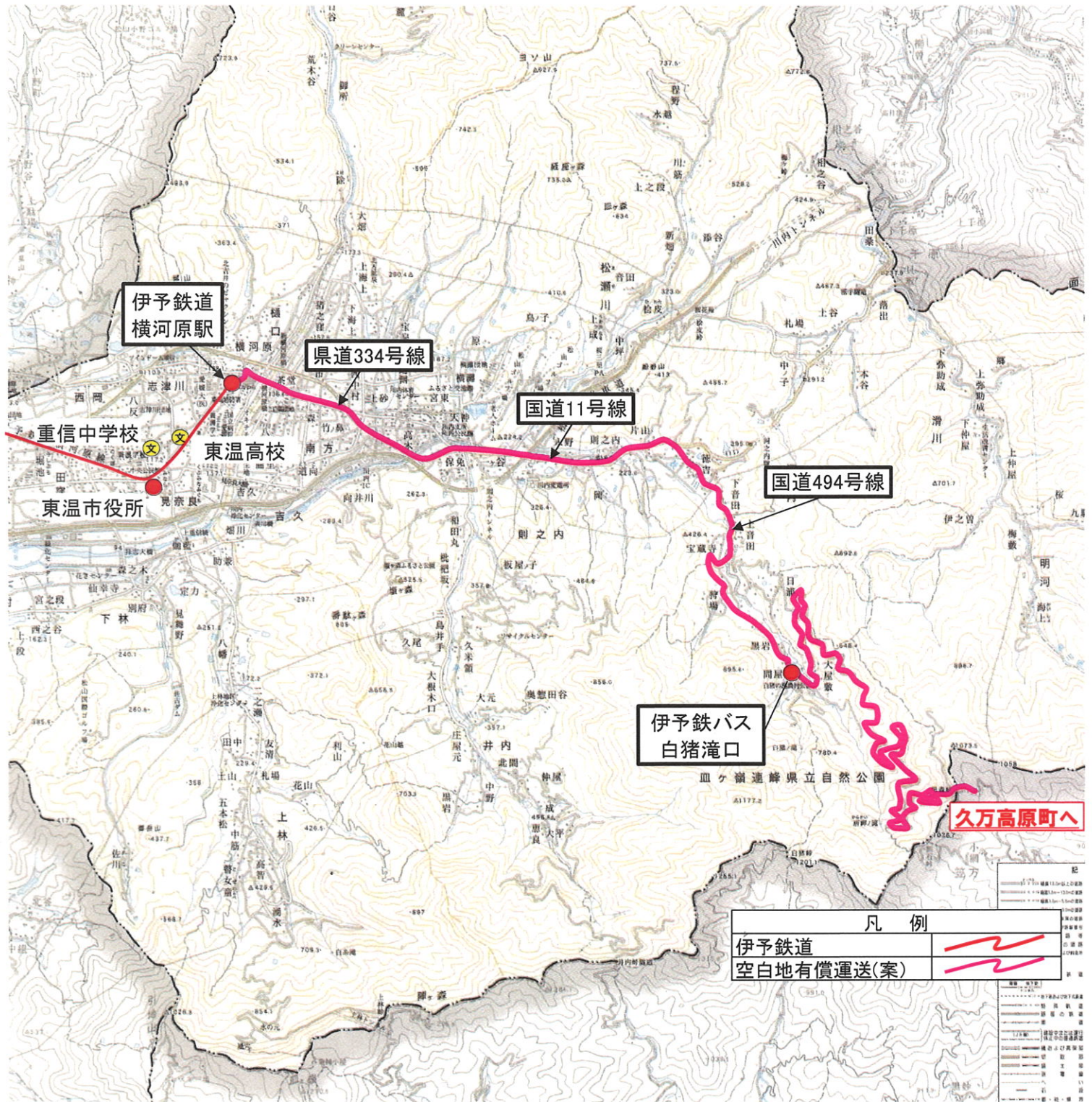
資料 3-1

久万高原町全図



久万高原町交通空白地有償運送実証事業 実施位置図(東温市側)

資料 3-2



面河地区地域運営協議会規約

(名称)

第1条 この会の名称を、「面河地区地域運営協議会」(以下「本会」という)とする。

(目的)

第2条 本会は、面河を愛する人々が意見を出しながら未来の在り方を描き、自然環境や人材を活用することで、住民が健やかで逞しく、光り輝き、いつまでも住み続けられる面河を自主・自立・助け合いによって実現することを目的とする。

(会議)

第3条 本会は第2条の目的に賛同する者によって構成される。

(事業)

第4条 本会は第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 住民の福祉の充実に関すること(福祉)

(2) 交通問題を始め住民の生活利便性の確保に関すること(交通)

(3) 面河の資源や人材の活用に関すること(観光)

(4) 自治会長、公民館長、行政機関等との連携・協働に関すること(総務)

(役員等)

第5条 本会を運営するために、会員の中から次の各号に掲げる役員を置く。

(1) 会長 1名

(2) 副会長 2名

(3) 事務局長 1名

(4) 監事 2名

(5) 部会長 4名

(6) 理事 若干名

2 役員等の任務は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 会長は本会を代表し会務を総括する。

(2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。

(3) 事務局長は会長の指示により本会の事務全般並びに出納経理事務を処理する。

(4) 監事は会計及び事業運営全般を監査する。

(5) 部会長は所属する部会の企画並びに活動を総括する。

(6) 理事は本会の目的達成のための提案及び本会の推進にあたる。

3 役員等は理事会で選考し、総会で承認する。監事を除く役員は、他の役員との兼任を妨げない。

4 役員等の任期は1年とし、再任は妨げない。

5 役員等に欠員があったときは理事会で補欠役員を選考する。補欠役員の任期は前任者の残任期間とする。

(会議)

第6条 本会の会議は、総会、理事会、部会とする。

2 会議には必要に応じてアドバイザー及び顧問の出席を求めることができる。

(総会)

第7条 総会は本会の最高機関であり、毎年1回の定期総会を会長が招集する。ただし、会長は必要に応じて臨時総会を招集することができる。

2 総会は第3条に掲げたすべての会員を持って構成する。

3 総会は事業計画及び事業報告、予算及び決算、規約の改廃、役員承認、その他必要事項を審議し、決定する。

4 総会の議長は、その総会において出席した会員のうちから選任する。

5 総会の議決は出席者の過半数をもって決する。ただし可否同数のときは議長がこれを決する。

(理事会)

第8条 原則として月1回の理事会を会長が招集する。

2 理事会は本会の運営に関することを協議する。

3 理事会は、会長、副会長、事務局町、部会長、理事をもって構成し、必要に応じて会長が監事の出席を求めることができる。

(部会)

第9条 本会の目的を実現するため、第4条の事業に応じて部会を設置する。

2 部会は第4条の各号に掲げた主題について協議、企画、実践する。

3 部会の構成員は会長の自主的な参画並びに、推薦された者によって構成することとし、詳細は別に定める。

4 部会には副部長を置く。

(会計年度)

第10条 本会の会計年度は、4月1日から翌年の3月31日までとする。

2 収入は交付金、負担金、その他収入とする。

(監査及び報告)

第11条 監事は定例総会開催前に監査を行い、総会に結果報告する。

(事務所)

第12条 本会の事務所は、愛媛県上浮穴郡久万高原町渋草2431に置く。

(委任)

第13条 この規約に定めのない事項は、会長が理事会に諮って別に定める。

附則

(施行期日)

この規約は、平成30年4月1日から施行する。